

別添

## 平成27年度 依存症治療拠点機関設置運営事業業務内容詳細

### 1 業務内容

#### (1) 全国依存症対策連絡協議会の設置及び運営

実施団体は、事業の実施に際して、有識者等で構成する全国依存症対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置するとともに、協議会を適切に運営すること。

##### ① 協議会の構成

協議会は、以下の構成で執り行うこと。なお、事務局は実施団体が執り行うこと。

ア 依存症治療を専門的に行っている精神科医	5名
イ 依存症治療拠点機関職員	10名（各2名）
ウ 厚生労働省職員	3名

※ 依存症対策に資するものとして、必要に応じ、上記以外の者を加えても差し支えない。

##### ② 協議会の役割

協議会は、全国拠点機関における事業計画の策定や、全国拠点機関及び依存症治療拠点機関の報告を受け、事業の効果の検証、問題点の抽出等を行うとともに、必要に応じ、全国拠点機関及び依存症治療拠点機関に対し提言等を行う。

#### (2) 実施団体の業務

実施団体は、協議会において策定された事業計画や提言等を踏まえ、「全国拠点機関」として主に以下に掲げる業務について適切に実施すること。

- ① 依存症当事者及びその家族への専門的な相談、治療及び回復支援
- ② 依存症治療拠点機関等への助言・指導及び連携・調整
- ③ 依存症治療支援コーディネーター等に対する研修の実施
- ④ 依存症対策に関する普及啓発
- ⑤ 依存症治療拠点機関で集積したデータに基づく分析・評価
- ⑥ 依存症治療モデルの研究・開発
- ⑦ 依存症当事者及びその家族への支援体制モデルの研究・開発
- ⑧ 協議会の運営
- ⑨ その他依存症対策に必要な事項

### (3) 依存症治療拠点機関との連携

実施団体は、全国5箇所の依存症治療拠点機関と密接に連携を図り、情報を共有するとともに、必要に応じ、当該依存症治療拠点機関への助言・指導を適切に行うこと。

## 2 実施条件

- (1) 実施団体は、本業務の実施にあたり、本文書に定める事項を確実に行うものとする。
- (2) 実施団体は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、事前に厚生労働省の承認を得ること。
- (3) 実施団体は、本業務の実施にあたり速やかに責任者を選任し、厚生労働省に届け出ること。なお、責任者には、本業務を実施するために必要な能力・経験を有する自社の者を選任すること。
- (4) 実施団体は、不測の事態により定められた期日までに業務を終了することが困難となった場合には、遅滞なくその旨を厚生労働省に連絡し、その指示を受けるものとすること。この場合、実施団体は、事業が困難となった事情を速やかに解決し、事業の遅れを回復するように努めること。
- (5) 実施団体は、業務の過程において厚生労働省から指示された事案については、迅速かつ的確に対処し、実施すること。
- (6) 実施団体は、定期的に厚生労働省と打ち合わせを行い、業務の進捗や作業の内容を具体的に報告し、厚生労働省の了解を得ること。
- (7) 本事業の実施において、関係者等に対し、自社の宣伝又は営業目的と思われるような行為等を禁止する。
- (8) 実施団体は、本業務に関して厚生労働省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのため必要な措置を講ずること。
- (9) 本文書に記載のない事項及び実施団体で判断することが困難な事項その他協議が必要な事項については、あらかじめ厚生労働省と協議の上決定すること。

## 3 著作権等

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む。）は、すべて厚生労働省に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、

肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを実施団体において行うものとする。

- (3) 政府が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議の上、調達可能なものについては厚生労働省が提供する。
- (4) 本文書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら厚生労働省の責任に帰す場合を除き、実施団体は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

#### 4 機密の保持

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 実施団体の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて実施団体が負担すること。
- (3) この項目について実施団体は、事業実施期間の終了後においても同様とする。